

令和8年度介護保険負担限度額認定更新申請について

介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院、ショートステイ等を利用する方の食費・部屋代について、所得の低い方などは申請により自己負担額が軽減されます。

※グループホームやデイサービス等は対象外です。

【認定要件】

- ①本人及び同一世帯の方が住民税非課税
- ②配偶者が住民税非課税（別世帯でも対象）
- ③預貯金等が次の基準を超えない方

利用者段階			預貯金額
第1段階	生活保護受給者等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	合計所得金額と 課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が	82万6,500円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①		82万6,500円超 120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②		120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※第2号被保険者（65歳未満の方）の預貯金額は、1,000万円以下（夫婦の場合2,000万円以下）となります。

【提出書類】

- ・申請書及び同意書
- ・預貯金等が確認できるもの（配偶者がいる場合は、配偶者分も必要です）

※生活保護受給者は添付不要です

預貯金等に該当するもの （資産性があり、価格評価ができるもの）	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳、証書の写し ※所持されている通帳は金額・残額の多少に関係なく全て必要です。 ※通帳等の写しについては、裏面を参考に準備をお願いします。
有価証券（株式・国債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など貴金属 （時価評価が確認できる購入先の口座等）	購入先の口座残高の写し
投資信託	口座残高の写し
タンス預金	自己申告
負債（借入金・住宅ローン）	借用証書などの写し

- ・その他

登記事項証明書の写し：後見人等による申請の場合

配偶者の課税証明書：住民票が内子町外の配偶者がいる場合

※令和8年1月1日時点で内子町に住民票がない場合も必要となる場合があります

境界層該当証明書：該当者のみ

※令和8年8月1日以降の境界層該当証明書が必要となります。

【注意事項】

- ・提出書類に不備があると再提出をお願いする場合がありますのでご注意ください。
- ・提出期限までに提出いただいた場合、令和 8 年 7 月 2 4 日（予定）に新しい認定証を発送いたします。提出期限以降は審査ができしだい順次発送いたします。
- ・令和 8 年 8 月 1 日からの認定が必要な場合は、必ず令和 8 年 8 月 3 1 日までに申請書等を提出してください。
- ・虚偽の申告で軽減を受けた（特定施設入所者介護（予防）サービス費の支給を受けた）場合は、支給された額及び加算金を返還していただくことがあります。

○預金通帳等の写しについて

本人及び配偶者がお持ちの通帳が必要で、複数の口座をお持ちの場合は、残高の多少に関わらず、全ての通帳の写しを提出してください。

コピーの前に必ず記帳をお願いします。

なお、役場にご持参いただければ役場でコピーします。

①金融機関名・支店名・口座名義人・口座番号が分かるページ（見開き 1 ページ目）

店番	科目	口座番号	おなまえ
〇〇〇	〇	1234567	ウチコ タロウ

〇〇銀行

〇〇支店

②最終残高を含む直近 2 カ月程度の明細が分かるページ

- ・申請日から直近 2 カ月前までの残高が分かるページが必要です。

※通帳繰り越しをした場合は、繰り越す前の通帳の写しも必要です。

- ・年金振込口座は、直近の年金振り込みが分かるページが必要です。
- ・取引がなく最新の日付が申請日より 1 カ月以上前の場合は、通帳の写しの空白に「〇年〇月〇日以降、取引なし」と記入をお願いします。

年月日	摘要	お払戻し	お預かり	差引残高
20XX0615	年金		120, 000	1, 120, 000
20XX0616	現金	120, 000		1, 000, 000
20XX0630	水道	10, 000		990, 000

③定期預金等のページ

- ・定期預金等がある通帳の場合は、該当部分のページが必要です。

なお、利用がない場合は、白紙のページが必要です。（利用がないこと確認するため）